

ケアハウス 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 黒部笑福学園
法人所在地	富山県黒部市荒俣997番地
代表者氏名	河田 勇
電話番号	0765-57-1555
設立年月日	平成 3年 7月 4日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス黒部笑福学園
施設の所在地	富山県黒部市荒俣997番地
施設長名	吉田 三津子
電話番号	0765-57-1555
FAX番号	0765-57-1055
開設年月日	平成4年 6月15日
交通の便	JR生地駅徒歩7分
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。
施設運営の方針	法の基本理念に基づき、入居者の処遇に万全を期し、その福祉を増進することを主旨として運営するものとする。

4. サービスの概要

種類	内 容
食 事	栄養士の立てる献立により栄養と利用者の身体の状態に配慮したバラエティにとんだ食事を提供します。（1階食堂・セルフサービス） 【食事時間】 朝食 7時30分～ 8時15分 昼食 12時00分～12時45分 夕食 17時30分～18時15分

入 浴	年間を通じて毎週 4 回の入浴を行います。(月・水・金・土曜日) 男性 16 時 00 分～17 時 30 分 女性 18 時 00 分～20 時 00 分
健 康 管 理	施設は、利用者の急病時・緊急時には常に万全の管理体制を整備しています。【協力医療機関】 黒部市民病院
相談及び援助	当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養・娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。

5. 職員の勤務体制

職名	職員数	勤務時間
施設長	1 名	8 時 30 分～17 時 30 分
生活相談員	1 名	8 時 30 分～17 時 30 分
介護職員	2 名以上	9 時 30 分～18 時 30 分
栄養士	1 名	11 時 00 分～12 時 00 分
宿直員	1 名/1 日	17 時 30 分～8 時 30 分

6. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定 員
通所介護事業所	平成 12 年 3 月 8 日	1 6 7 0 7 0 0 0 6 9	3 0 名
居宅介護支援事業所	平成 11 年 7 月 15 日	1 6 7 0 7 0 0 0 1 0	
在宅介護支援センター			

7. 利用料

ケアハウス黒部笑福学園 利用者階層別料金表

[単位 ; 円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金				
		月額	管理費	事務費	生活費	合計
1	1,500,000 円以下	〃	15,000	10,000	46324	71,324 円
2	1,500,001～1,600,000 円	〃	15,000	13,000	46324	74,324 円
3	1,600,001～1,700,000 円	〃	15,000	16,000	46324	77,324 円
4	1,700,001～1,800,000 円	〃	15,000	19,000	46324	80,324 円
5	1,800,001～1,900,000 円	〃	15,000	22,000	46324	83,324 円
6	1,900,001～2,000,000 円	〃	15,000	25,000	46324	86,324 円
7	2,000,001～2,100,000 円	〃	15,000	30,000	46324	91,324 円
8	2,100,001～2,200,000 円	〃	15,000	35,000	46324	96,324 円

9	2,200,001～2,300,000 円	〃	15,000	40,000	46324	101,324 円
10	2,300,001～2,400,000 円	〃	15,000	45,000	46324	106,324 円
11	2,400,001～2,500,000 円	〃	15,000	50,000	46324	111,324 円
12	2,500,001～2,600,000 円	〃	15,000	57,000	46324	118,324 円
13	2,600,001～2,700,000 円	〃	15,000	64,000	46324	125,324 円
14	2,700,001 円以上	〃	15,000	68,700	46324	130,024 円
11 月から 3 月までの冬期には暖房費として一人月額 4,870 円を加算する。						
但し、富山県ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更を致します。						

注 1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 2 入居者からの事務費徴収額（月額）は前項表により求めた額とします。

注 3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、前項表の額から 30 パーセント減額した額とします。この場合 100 円未満は切り捨てるとします。

注 4 入居料金のお支払いに関して、取引金融機関の預金口座よりお支払いする際は、口座振替手数料が掛かります。手数料については、利用者の負担となります。

8. 苦情・相談窓口、処理の体制及び手順

1) 苦情・相談窓口について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ご利用相談室 苦情受付責任者 施設長
 受付窓口担当者 生活相談員
- ・ご利用時間 月～金 9 時 00 分～17 時 00 分
- ・苦情、相談 電話 0765-57-1555

※公的期間においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

黒部市福祉課 黒部市三日市 7 7 5 電話 0765-54-2111
ご利用時間 月～金 9 時 00 分～17 時 00 分

2) 苦情処理の体制・手順について

- ・苦情・相談窓口担当者が、入居者及びそのご家族からの苦情・相談を受け、その内容を確認した上で解決・返答できると判断されるものは、その場で解決・返答します。
- ・受付窓口担当で解決・返答が困難な場合は、処理を保留し、苦情解決責任者、受付窓口担当で協議し解決・返答します。
- ・苦情の場合、当施設内で解決が困難な場合は、法人が選任した第三者委員の立ち合いのもと、当該苦情申し立て者との話し合いを行い解決します。
- ・苦情・相談に関する、解決の経過及び結果については、解決・改善策を明確にし、入居者

及びご家族へ報告します。

- ・解決後においても経過を見守りします。

9. 事故発生時の対応

- 1) 当施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者のご家族、市町村などに連絡し必要な措置を講じます。
- 2) 当施設は、サービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。
- 3) 事故が生じた際はその原因を解明し、再発生を防ぐため必要な措置を講じます。

10. 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

来訪・面会	入居者への面会は、受付窓口にて面会簿に氏名等記入して下さい。
外出・外泊	外出・外泊をするときは、事前に外出・外泊届けを提出して下さい。
喫煙	1階ロビー・玄関に喫煙所があります。
迷惑行為等	けんか・口論・暴力・中傷・扇動・その他他人に迷惑を及ぼさない事。
動物飼育	原則、禁止しています。

11. 第三者評価の実施状況

第三者の実施状況の有無 有 無

実施日	年 月 日
評価機関名称	
評価結果の開示状況	有 無

12. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 衛生管理及び感染症対策

サービスに使用する備品等を清潔に保持し定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又は、まん延しないように措置を講じます。

- 一. 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のため対策を検討する委員会を設置し定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三. 職員に対し、感染症の予防及まん延の防止のため研修及び訓練を年 2 回以上実施する。

1 4. 高齢者虐待防止

当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講じます。

一. 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催し職員に周知徹底を図る。

二. 虐待の防止のための指針を整備する。

三. 職員に対し、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施する。

四. 担当責任者を置く

1 5. 身体拘束の禁止

1 施設は入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修等を 3 月に 1 回以上開催する。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化研修を実施する。

1 6. 職場におけるハラスメント

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。